令和4年度予算編成方針

令和3年10月1日 湯 沢 市 長

第1 はじめに

1 国の動向

内閣府による「月例経済報告(9月期)」では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。」としており、「感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」と先行きの持ち直しに期待している一方で、「内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」と一定の警戒感を示している。

本年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021日本の未来を拓く4つの原動力」では、今後とも感染拡大防止に全力を尽くすことに加え、これまで進められなかった課題を一気に進めるチャンスが到来しているとし、「グリーン社会の実現」「官民挙げたデジタル化の加速」「日本全体を元気にする活力ある地方創り」「少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現」を4つの原動力に位置付け、ポストコロナの持続的な成長基盤を推進することとしている。

また、令和4年度予算編成に向けた考え方では、①感染症の影響に応じて躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行うこと、②団塊世代の75歳入りも踏まえた全世代型社会保障改革を進めること、③4つの原動力に重点的な資源配分を行うこと、④歳出面では徹底したワイズスペンディング(賢い支出)、歳入面では応能負担の強化により、歳出・歳入両面の改革を着実に実行していくこと、などを示し経済好循環の実現を図るとしている。

2 本市の財政状況

歳入においては、人口減少や少子高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の長期 化に伴う個人消費の落ち込みや経済活動の低迷等により、市税の伸び悩みが懸念されるほか、 国や県から配分される地方交付税や各種交付金の減少が見込まれる。

歳出においては、制度の充実による社会保障費の伸び、高止まりで推移する人件費や公債費、老朽化する公共施設、道路橋梁の長寿命化に加え、アフターコロナを見据えた行政サービスや行政事務のデジタル化といった新たな財政需要も見込まれる。

以上のことから、健全財政の基本である収支均衡の確保が厳しい状況が続くことに加えて、 コロナ禍による消費動向や地域経済は、不透明かつ不安定な状態が続く見通しであることか ら、これまで以上に危機感をもった財政運営が求められる。

第2 基本方針

新型コロナウイルス感染症の長期化により、本市の経済状況や生活環境は依然として厳しい状況にあるため、ウィズコロナ・アフターコロナを踏まえた取組を念頭に置き、令和4年度は本市の行政計画である「第2次湯沢市総合振興計画」基本計画後期5か年がスタートする年であることから、「第2期湯沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」による地域づくりとともに、次代を見据えた持続可能なまちづくりを推し進める必要がある。

- 1 歳入については、国や県の動向を的確に把握し、情報交換や連携を密にしながら施策や事務事業の財源となる国・県補助金等の確保に努めるとともに、様々な財源確保策について検討すること。
- 2 歳出については、予算規模が経年で縮小していく見通しであることを念頭に、これまで 行ってきた施策や事務事業の成果を十分検証し、次代に向けた見直し改善、熟慮断行に よるスクラップアンドビルドを推進し、経常コストの削減と費用対効果の最大化が図れ るよう戦略的に取組むこと。
- 3 加えて、SDGs (持続可能な開発目標)、ポストコロナ (新しい生活様式、デジタルシフト)、DX (デジタルトランスフォーメーション) への取組が加速するなど、社会全体が変革の時期を迎えていることから、本市においても持続可能な地域社会、行政サービスの実現に向けて積極果敢に取組むこと。

第3 取組方針

1 全般的な事項

- (1) 当初予算は通年予算とし、補正予算は原則として当初見込めなかった制度改正や臨時の財政需要など、例外的、制限的なものに限る。
- (2) 令和4年度は「第2次湯沢市総合振興計画」基本計画後期5か年がスタートする年であることから、各施策や事務事業の棚卸を行い、基本目標の達成と各分野の推進に寄与する積極的な見直し改善を図ること。

【基本目標1】みんなの信頼で築く丈夫なまち

- 1. 共創・協働によるまちづくりの推進
- 2. 信頼を築き共感を集める戦略的広報の実現
- 3. 公共サービスの質的向上と最適化
- 4. 強固で柔軟な財政基盤の確立

【基本目標2】健康と暮らしを共に支え合う笑顔があふれるまち

- 1. 共助社会の構築と社会保障の充実
- 2. 結婚・子育てに優しいまちの実現
- 3. 心身が健康で活力あるまちの実現
- 4. 充実した長寿生活の実現
- 5. 安心して医療サービスが受けられるまちの構築

【基本目標3】ふるさとの技が光る、存在感あふれるまち

- 1. 産業基盤の充実・強化
- 2. 競争力のある質の高いものづくりと流通対策の強化

- 3. 訪れたくなる動機付けと観光交流人口の拡大
- 4. 多様な人材育成と就労環境の充実

【基本目標4】あたたかな心と豊かな文化で人が集うまち

- 1. 交流の活性化
- 2. 学校教育の充実
- 3. 生涯学習の推進
- 4. スポーツ活動の推進
- 5. 文化の保護・継承・活用

【基本目標5】豊かな自然が輝く安全で暮らしやすいまち

- 1. 防災危機対策の推進
- 2. 優れた自然環境の保全
- 3. 安全な生活環境の構築
- 4. 都市基盤の整備
- (3) 「湯沢市経営戦略(令和3年2月)」に基づく戦略的な取組を徹底すること。
 - 1. 市民が安全・安心して暮らし続ける地域づくり
 - 2. 成果重視の行政経営
 - 3. 持続可能な行財政基盤の確立
- (4) 新規・拡充事業については、国、県、その他の財政支援制度を積極的に活用する等、 財源確保策を十分検討すること。
- (5) 既存事業については、検証評価に基づくスクラップアンドビルド(選択と集中、重点化)を徹底し、判断結果を予算に反映させること。

2 その他の事項

- (1) 特別会計については、一般会計に準じて予算編成するものとし、徹底した経費削減と効率化、自主財源の確保に努め、設置目的の達成を目指すこと。
- (2) 公営企業会計においては、経営視点による基盤強化と自律的な財政運営を基本とすること。
- (3) 「今後の市債発行について (令和元年 10 月)」に基づき、地方債残高の逓減に努めること。
- (4) 社会環境の変化に照らし、「市の関与のあり方に関する指針(平成28年2月)」「アウトソーシングに関する指針(平成28年2月)」に基づいた見直し改善を図ること。
- (5) 既存の補助制度については、「湯沢市補助金等の交付に関する取扱要領(平成 29 年 3 月 31 日訓令第 10 号)」に基づき、所期の目的や目標、これまでの実績を総合的に 判断して、必要な見直し改善を図ること。
- (6) 社会環境の変化やポストコロナを見据えた様々な変革 (グリーン社会、デジタル化、ニューノーマル) に取組むこと。